

Ⅲ 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免等について

地方公共団体の行政財産は、原則として、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することはできず、この制限に違反する行為は無効とされるが、行政財産である庁舎に食堂や売店等を設置するなど、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的にその使用を許可することができることとなっている。

そして、行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっている。

なお、行政財産を公用・公共用または公益のために使用する場合は使用料を減免でき、この場合には、使用する団体の性格、使用目的の公共性、使用の態様、本市の事務事業に及ぼす効果等を考慮し、特に減免の必要がある場合に限り適用されることとなっている。

次の団体について、当該監査において、目的外使用許可の趣旨及び基準等の検討をした。

1 目的外使用している団体

(1) 現状および法人の概要

行政財産の目的外使用許可のうち、使用目的が一般社団・財団法人の事務室である主たるものは、次のとおりである。

① 一般財団法人 函館市住宅都市施設公社

(ア) 使用場所	函館市亀田支所庁舎 2階事務室 (468.72㎡)
	2階物品庫 (12.81㎡)
	2階電話交換室 (23.89㎡)
	車庫 (66.00㎡)

(イ) 使用目的

一般財団法人函館市住宅都市施設公社の事務室および車庫として使用するため。

(ウ) 使用許可理由

当該公社は、函館市民の住生活環境の向上のため必要な事業および住宅団地その他の公的施設の管理に関する事業を行い、市民の福祉の増進を図ることを目的とした法人で、直接または間接に市の事務事業の便宜となる団体であるため。

(エ) 使用許可期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(オ) 使用料免除理由

当該公社は、函館市からの委託を受けて事業を実施する市営住宅使用料収納業務や市営住宅、都市公園等の維持管理等、市民へのサービス向上を図る業務を遂行している団体であるため（函館市財産条例第3条第3項(注1)）。

(カ) 移転時期

平成3年4月1日

(キ) 移転理由

当該公社は、当初、「財団法人 函館市住宅管理公社」として市役所本庁舎（都市建設部内）にあり住宅関連の業務を取り扱っていたが、公園管理など土木関連の事務も取り扱うこととし、名称を「財団法人 函館市住宅都市施設公社」に改めた。これに伴い組織が拡大し、手狭となったため、亀田支所の2階の空きスペースへ移転した。

なお、施設の使用料については、移転当初から、当該団体は公益性のある業務をしている団体として、都市建設部からの副申もあったことから函館市財産条例第3条第3項（注1）を適用し免除している。

(ク) 組織変更

公益法人制度改革により、平成25年4月1日から「一般財団法人 函館市住宅都市施設公社」へ移行登記。

定款に定めた基本財産300万円について、函館市から出えん金として受領（移行前の基本財産2,000万円については、相当額を平成26年3月26日に函館市に返却）。

② 一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会

(ア) 所在地・名称 函館市元町33番14号
函館市旧イギリス領事館（開港記念館）

(イ) 使用面積 1階 レストラン、喫茶、売店 206.97㎡
2階 観光コンベンション協会事務室
84.53㎡
計 291.50㎡

(ウ) 許可理由

当該団体は、本市の観光振興・発展を目的とする公益性の高い団体であり、また、行政財産の使用目的については、入館者および観光客の利便に供するためであり、本市の観光産業の振興が図られることから使用を許可している。

(エ) 使用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(オ) 使用料 レストラン、喫茶、売店 282,708円
事務室 免除

(カ) 減免理由

当該団体は、当該施設を管理・運営ならびに本市の観光振興・発展を目的とする公益性の高い団体であり、その事務室として使用することから、函館市財産条例第3条第3項（注1）の規定に基づき使用料を免除している。

③ 一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構

(ア) 所在地・名称 函館市弁天町20番5号
函館市国際水産・海洋総合研究センター

(イ) 使用面積 1階事務室 30.93㎡

(ウ) 許可理由

当該団体は、本市の重要施策である「函館国際水産・海洋都市構想」の推進母体として設立されたものであり、構想の中核的施設である標記センターにおいて執務を行うことは、構想を

さらに推進していく上でも有意義であり、施設の管理上も特に問題ないことから使用を許可している。

(エ) 使用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(オ) 使用料免除理由

同団体から申請のあった使用料の減免についても、上記(ウ)の理由により、これを承認することとしている。

(カ) 設 立 日 平成21年4月3日

(注1) 函館市財産条例第3条第3項

市長は、国または地方公共団体その他公共的団体(以下「公共団体等」という。)が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合は、第1項の使用料を減免することができる。

(2) 公益法人制度改革

① 概要

平成18年6月に公布された「公益法人改革3法」(注2)が平成20年12月1日に施行され、同時に移行認定・移行認可申請の受付が開始された。

新制度の施行により現行の社団・財団法人は特例民法法人となり、以後5年間の経過期間内に公益認定を受けて公益社団・財団法人に移行するか、あるいは認可申請を行い一般社団・財団法人へ移行するかを選択することになった。

(注2) 公益法人改革3法

- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律
「一般社団・財団法人法」
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
「公益認定法」
- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律

「整備法」

② 事業等の比較

(ア) 特例民法法人（従来の公益法人）

適法であれば制限なし。

ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。

(イ) 公益社団・財団法人

- ・ 公益目的事業を主たる目的として実施しなければならない。
- ・ 公益目的事業比率が100分の50以上でなければならない
など、公益認定基準を遵守して事業を行うことが必要。なお、
事業変更に当たっては、変更の認定が必要となる場合がある。

(ウ) 一般社団・財団法人

- ・ 公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた「実施事業等」を着実に実施することが必要。
- ・ 実施事業以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。

③ 公益目的事業

公益認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、「学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（ア）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（イ）」とされており、公益目的事業か否かについては、（ア）の要件を満たし（イ）に合致しているかどうかを判断することとなる。

(ア) 公益認定法 別表

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し
または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止
および根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重ま
たは擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推
進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対す
る経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする
事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその
活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を
目的とする事業
- 二二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令
で定めるもの

(イ) チェックポイント

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないか
どうかの観点から「公益的事業のチェックポイントについて」に
沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案
して委員会で審議の上、判断することとなる。

(3) 他都市の減免基準

大阪市において、「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準 平成19年1月31日制定」が定められている。行政財産使用許可に関する部分のポイントは、次のとおりである。

(基準の趣旨)

財産条例の規定に基づき行政財産使用料等（以下、「使用料」という。）の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の基準を定めている。

なお、行政財産使用許可相手方を公募方式一般競争入札等により選定するときは、本基準の適用を受けないものとしている。

① 減免することができる使用許可相手方区分の認定方法

使用許可相手方は、別表「相手方・指定用途区分別減免率基準表」に掲げる者とし、法人税法別表第一に掲げる「公共法人」など、同表左欄の第1類又は第2類に区分している。

② 減免することができる土地・施設の用途

使用料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる土地・施設の用途については次に掲げるとおりとしている。

(ア) 施設整備又は経常的な業務運営に対し国庫補助金又は本市補助金等（以下「補助金」という。）が交付されているもの（交付予定を含む。）の用途に供するとき。

(イ) 本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途として本市が緊急に又は特別に整備する必要性があると認められるものに供すると本市が認めるとき。

(ウ) 補助金の交付がなされているもの又は本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等。

③ 指定用途区分の認定方法

上記②の(ア)、(イ)又は(ウ)の用途について、事務事業との関連性又は施策における重要度の観点から、次により第1種及び第2種に区分している。

- ・ 本市事務事業と関連が極めて密接である場合又は本市施策における重要度が非常に高い場合…第1種

- ・ 本市事務事業と関連が密接である場合又は本市施策における重要度が高い場合…第2種

(注) 上記、指定用途区分を認定する際には次の点を留意し、事業主管局において総合的に判断し決定するものとし、その指定用途については事業名若しくは施設名を公開することによって、市民にその監視を求めながら、減免基準適用の適正性・公平性・透明性を図るものとする。

(ア) 減免することの必要性

長期に渡って使用料を減免しているものについては、現時点においても明確な「公益性」が認められるか検証し、既得権化・常態化しているものについては原則本基準を適用しないものとする。

(イ) 減免することの妥当性

減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し収益性のあるものについては、第1種に区分できないものとし、営利を目的とした用途については原則本基準を適用しないものとする。

(ウ) 減免することの有効性

補助金等事業における補助対象経費に対する補助率、本市の税制度における軽減措置等から総合的に勘案し、その用途の公共性・公益性を検証し、その度合いによって減免することの有効性を判断し、無償にしなければその用途の政策目的が達成できないものについてのみ第1種に区分するものとする。

(エ) 減免することの公平性

事業所管局により、同じ用途で指定用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本基準を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

④ 減免率及び減免使用料の算定方法

(ア) 減免率

- ・ 減免する必要があると認めるものに限り、別表「相方・指定用

途区分別減免率基準表」に基づく減免率を上限として減免することとしている。

- ・ 公有財産は市民の貴重な財産であり、使用料は、原則、有償であるべきであることから、減免率の適用に当たっては、減免率の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免率の削減に努めるものとする。

(イ) 減免使用料の算定方法

財産条例の規定により算定した使用料に④(ア)による減免率を乗じたものを減免使用料とする。なお、減免率を乗じる前の使用料について許可書に明記するよう努めること。

⑤ 適正規模

減免使用料を適用することができる財産の規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積及び必ずしも必要ではないがあることが望ましいものであるときの規模面積とする。

⑥ 減免状況の公表

「行政財産目的外使用許可等、普通財産貸付けにおける減免状況の公表に関する指針」に基づき、公表するものとする。

⑦ 減免の見直し

(ア) 見直しの基本的な視点

既に減免を行っている使用許可について、行政からの財政的支援にあたる場合には、原則として3年に1度、「減免見直しチェックシート」により次の事項に留意して減免の見直しが必要かどうか検証を行うものとする。

- ・ 社会経済情勢等の変化

本基準が求めている公益性、非収益性、本市事務事業との関連性の内容は、社会経済情勢等に応じて変化していくものであることに鑑み、現時点においても減免が大阪市政策の実現に寄与しているかどうか。

- ・ 公と民の役割分担

民間において成立している事業については民間に任せることを基本としている「市政改革プラン(平成24年7月策定)」の考え方にに基づき、民間でできるものを本市が支援していないか。

(イ) 事務所用途の減免見直しの視点

公と民の役割分担において民間でできるもの」という視点で、事務所用途は、政策目的があいまいで団体のための便宜供与となっていないか検証するとともに、次の点に留意すること。

- ・ 団体として利益を上げている(賃料の支払能力がある)
→原則減免しない
- ・ 団体の維持管理に必要な事務
→原則減免しない
- ・ 団体維持の必要性…本市の団体への関わり方
(補助の必要性)
→上記2点を含めて減免を判断

(ウ) 見直しにおける収益性の考え方

年度単位で収支状況を確認した結果、当該資産の利用等により得た収益から事業に要した費用を差し引いた利益が直近3か年程度、費用の概ね2割を超えている事実が判明した場合は、減免の必要性及び減免率について検証を行うこと。ただし、事業の性質によっては2割を超えない残余利益がある場合であっても見直しを行うものとする。

⑧ その他

本基準により難しい場合は、本基準を適用しない特別の事由を明確にするとともに、その決定に際しては、契約管財局及び財政局と協議を行った後、原則として市長決裁とすること。

- ・ 減免を受けようとする者からは、所定の事項を記載した減免申請書を提出させなければならない。また、財団法人及び社団法人については、定款又は寄付行為並びに決算書類若しくは事業状況報告書を提出させその収支状況、公益的事業費の比率等を確認するものとする。

別表 相手方・指定用途区分別減免率基準表				
使用許可相手方	指定用途区分	補助金の交付がなされているもの又は本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等		第1種及び第2種以外又は営利を目的とする用途
		第1種	第2種	第3種
第1類	① 法人税法別表第1に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第2に掲げる「公益法人等」 ただし、宗教法人を除く ③ ②に掲げるもの以外の一般財団法人・一般社団法人のうち、公益的事業費が原則、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの ④ 「特定非営利活動法人（NPO法人）」 ⑤ 出資金に係る本市の出資比率が25%以上であり、かつ、その比率が最も大きい株式会社 ⑥ 「地縁による団体」 ⑦ 「人格のない社団等」 ただし、公共性・公益性を有すると本市が認定したものに限る	▲100%	▲50%	▲0%
第2類	① 第1類に掲げるもの以外の一般財団法人及び一般社団法人 ② 第1類⑤に掲げるもの以外の株式会社（ただし、本市の出資する法人に限る） ③ 法人税法別表第3に掲げる「協同組合等」	▲50%	▲0%	▲0%
第3類	個人・普通法人（第1類⑤又は第2類②に該当する普通法人を除く）	▲0%	▲0%	▲0%

（注1） 廃止前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条（国や独立行政法人等に対する寄付金等の支出禁止の規定）の趣旨に鑑み、国や独立行政法人等に対する行政財産使用料の減免は、慎重に行うこと。なお、第1類①には、国を含むものとして取り扱うものとする。

（注2） 法令等で減免とすることの定めがあるものについては、この限りでない。

(4) 監査結果（意見）

① 一般財団以降における使用料の徴収

公益法人改革により平成25年4月1日に一般財団化された「一般財団法人 函館市住宅都市施設公社」における事務室等の使用料は、従前のおり免除されている。

しかし、公益目的事業比率が50%未満であり、法人の創意工夫により柔軟な事業展開が可能な組織なので、函館市財産条例第3条第3項（注）における「公共的団体」が「公益のために」使用するには該当しない。

したがって、一般財団化された以降の事務室等の使用料については、今後、函館市財産条例施行規則別表第1により算定される額を徴収していただきたい。

② 減免率の方針

「一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会」および「一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構」も、事務室の使用料は免除されている。

団体の設立等の経過を踏まえると、市との密接な関係性については理解するものの、公益財団法人とは異なり行政財産使用料を免除する明確な理由は見つからない。

現状では、行政財産使用許可の相手方を公募方式等により選定するときは、民間業者に不利な状況になりかねない。

函館市財産条例第3条第3項（注）は「減免することができる」と定められているので、（ア）免除（100%）だけではなく、（イ）減額（1～99%）することもあるので、（ウ）減免なし（0%）も含めて、一般社団・財団法人の減免率の方針を検討してもらいたい。

③ 減免基準の作成

函館市財産条例第3条第3項（注）は、使用許可の相手方については、

（ア）国（イ）地方公共団体（ウ）その他公共的団体
としか定めておらず、特に「（ウ）その他公共的団体」の定義が曖昧である。また、指定用途区分についても、

（ア）公用（イ）公共用（ウ）公益

としか定めておらず、「(ウ)公益」の定義が曖昧である。

したがって、(3) 他都市の減免基準で紹介した大阪市の「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準」および「公益認定法別表」等を参考として函館市においても減免基準作成を検討し、減免適用の適正性・公平性・透明性を図ってもらいたい。

(注) 函館市財産条例第3条第3項

市長は、国または地方公共団体その他公共的団体（以下「公共団体等」という。）が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合は、第1項の使用料を減免することができる。

2 自動販売機の設置に係る使用料について

(1) 現状および使用料の検証

① 現行使用料

平成12年4月1日より、屋内800円、屋外400円(1台/月)。

② 現行使用料とした目的

従来から、土地および建物貸付と同様の取扱いをしているため、極めて煩雑化している自動販売機設置料金の算定方法を簡素化するため。

③ 現行使用料とした理由

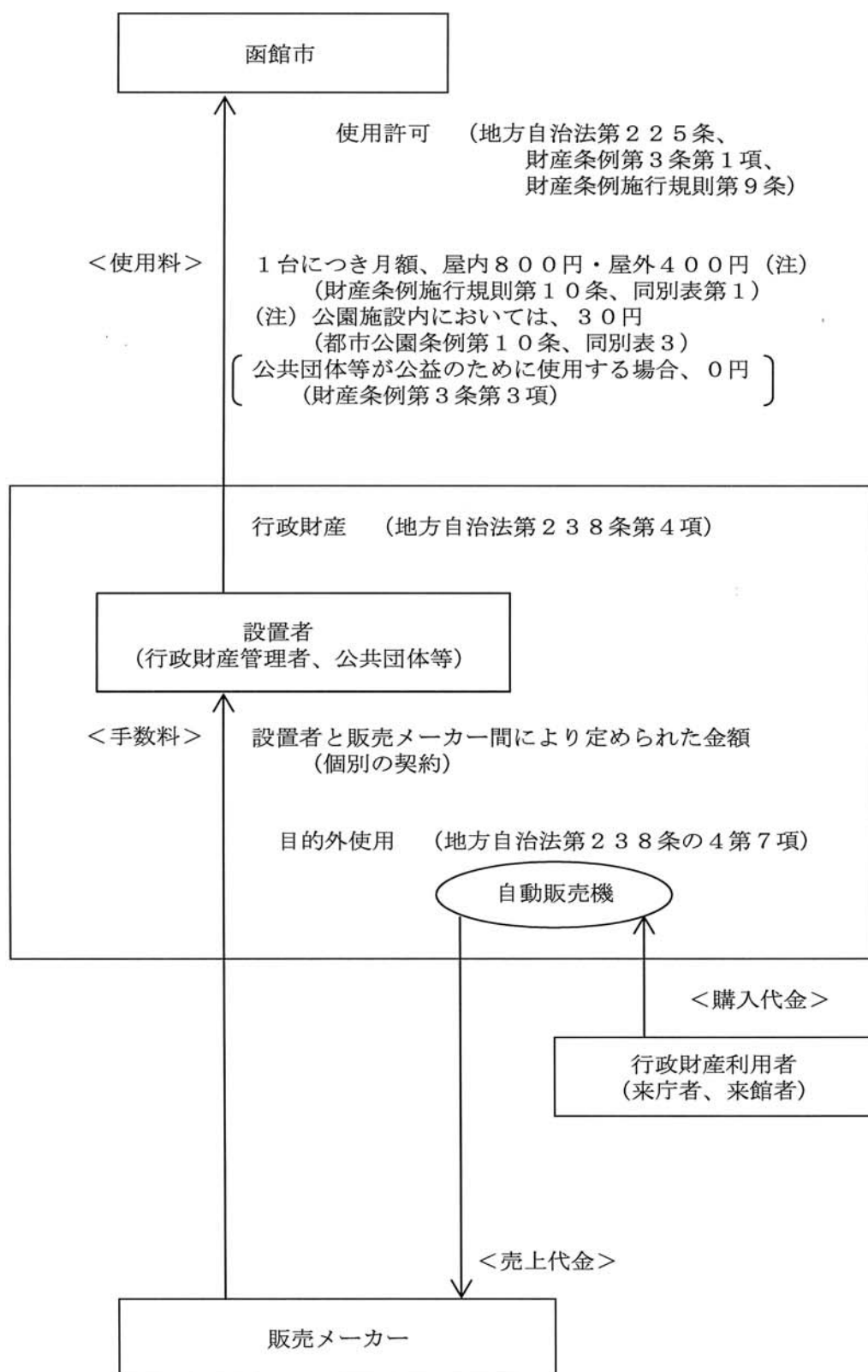
(ア) 自動販売機は、占有面積が1㎡前後と極めて小さく、搬入・搬出等の移動も比較的容易にでき、基本的には土地および建物のスペースの貸付ということにはなるが、機械器具等の物品の設置という考え方が相応しいため。

(イ) 同じ自動販売機を設置するのに地域の違いや新しい施設と古い施設によって料金が異なるのは不公平であるため。

④ 道内の主な都市の状況(月額定額の都市)

札幌市、小樽市	…	1, 500円(1台/月)
旭川市	…	1, 000円(1台/月)
帯広市	…	800円(1台/月)
苫小牧市	…	730円(1台/月)

＜各種団体等が飲料メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして設置＞（現行）



(2) 平成22年度包括外部監査（社会教育施設に設置されている自動販売機について）の結果に基づく措置（平成23年10月26日）

① 自動販売機の管理義務について

(ア) 指摘事項の概要

NPO法人A協議会は、B社と自販機設置契約書を締結し、B社はA協議会に設置場所使用料月額800円を支払うことを明記している。

これは、転貸と同じことになり、合規性に違反するものであり、是正していただきたい。

(イ) 措置の内容

当該NPO法人は、当該公の施設の指定管理者である。

市では当該NPO法人からの申請に基づき、自動販売機の設置場所として、施設の一部について、行政財産の目的外使用許可を出しており、当該NPO法人はこの許可に基づき自動販売機を設置している。自動販売機の管理に関しては、設置者（NPO法人）が直接全ての管理を行うこともあるが、効率的な管理を検討した結果、自動販売機器業者との間で、機器の設置、売上の管理、商品の補充に係る業務委託契約を締結し管理を行っている。（自動販売機の故障発生時や両替などの購入者に対する窓口対応、周辺清掃、ごみ処理、カップ式の場合の水の補給などは設置者が行っている。）

したがって、市が目的外使用許可を与えている自動販売機の設置場所については、設置者の管理下であり、管理業務の一部を自動販売機器業者に委託しているに過ぎないことから、行政財産使用の権利を委託業者に転貸しているとは言えないものである。

なお、当該NPO法人が委託業者との契約の中で、委託業者が設置者に支払う手数料についても取り決めているが、その手数料の算定において、設置者が市に納付する行政財産使用料に相当する額（月額800円）を含めることが明記されており、このような手数料の算定は、権利の転貸であるかのような誤解を招くことから、設置者である当該NPO法人に対し、契約内容を見直すよう指導し、本年度の契約から設置場所使用料の規定を削除したことを確認している。

② 使用許可の更新の終期設定について

(ア) 意見の概要

使用許可の期間は、函館市財産条例施行規則により1年であるが、多くが再許可を繰り返し、同一の者が継続している。公平性の観点からも他の業者等が参入できるよう終期を設定し、改めて公募による選定ができるよう見直しを検討されたい。また、福祉団体についても他の団体が参入できる機会を与えるよう見直しを検討されたい。

(イ) 措置の内容

目的外使用許可の期間については、財産条例施行規則により1年と定めているとともに、その期間を更新することができることとしている。なお、更新にあたっては、その都度申請を受け、内容を審査したうえで許可を与えている。

③ 自動販売機に係る減免規定について

(ア) 意見の概要

函館市財産条例では「公共団体等が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合には、使用料を減免することができる。」と定めている。

使用料を減免するに当たり、団体等の収支状況や財政状態は考慮していない。

これらを考慮したうえで、減免の要否について見直しを検討してもらいたい。

(イ) 措置の内容

使用料の減免については、設置者からの申請に基づき、公共的団体であるかということと併せて、設置場所の利用目的が公用・公共用・公益的であるかということを個別の申請ごとに審査し、減免の可否を決定しており、現在は団体の収支状況や財政状態を考慮していない。

しかしながら、自動販売機の設置については、設置者に一定の収入があることから、公募制の導入の検討と併せて、減免のあり方についても市として検討していきたいと考えている。

④ 自動販売機業者の公募等について

(ア) 意見の概要

自動販売機は施設の利用者が多い場所においては、多額の収益が生じることを考えると、更新期間を設定し、自動販売機業者による公募・入札方式を導入することにより、市有財産の有効活用の取り組みが成されるなど、新たな歳入確保の方策として効果が期待できるため、早期に公募等を実施するよう検討していただきたい。

(イ) 措置の内容

自動販売機設置者の公募については、これまでの経過や公募の方法など解決すべき課題も多くあるが、設置者選定の公平性・透明性をより高めるとともに、新たな自主財源の確保にもつながると考えており、現在、市として公募制の導入について鋭意検討を進めているところである。

(3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募（試行）について (平成24年2月)

① 公共施設における自動販売機設置の現状

(ア) 設置台数（平成22年3月末）

会計区分	設 置 台 数								
	屋 内			屋 外			合 計		
	有償	減免	小計	有償	減免	小計	有償	減免	計
一般会計	63	94	157	20	38	58	83	132	215
特別会計	10	38	48	1	6	7	11	44	55
計	73	132	205	21	44	65	94	176	270

(タバコ等一部の自動販売機を除く)

(イ) 自動販売機の設置形態

- ・飲料水等メーカーが直接設置（5台、1.9％）
- ・各種団体等が自動販売機を購入して、直接設置（26台、9.6％）
- ・各種団体等が飲料水メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして設置（239台、88.5％）

② 平成24年度自動販売機設置者公募（試行）対象施設

一般会計	設置 台数	施設名	設置者（現状）	売上総額（円）			所管部局
				個別	屋内/屋外	全体	
屋内	4	はこだて療育・自立支援センター	— 新規施設 (H24.4.1～)	—	139,740	279,740	福祉部
		函館北消防署	— 新規施設 (H24.4.1～)	—			消防本部
		南北海道教育センター	㈱伊藤園函館支店	72,100			教育委員会
		南北海道教育センター	北海道コカ・コーラボトリング*㈱ 函館販売部	67,640			教育委員会
屋外	1	戸井運動広場	北海道コカ・コーラボトリング*㈱ 函館販売部	140,000	140,000		教育委員会 (戸井)

(病院・企業局を除く)

③ 自動販売機設置期間

毎年度更新し、最大3年間とする。

ただし、設置者として市が相応しくないと判断した場合を除く。

④ 今後の考え方

平成24年度の自動販売機設置者公募（試行）を通じて、公募の効果や実施方法等について検証し、その結果を基に以下のことを今後の基本的な方向性として検討を深め、新規施設および既存施設への自動販売機設置者公募について、以下のような具体的な考え方を取りまとめる。

(ア) 新規施設への自動販売機設置については、原則公募とする。

(イ) 既設の自動販売機については、

- ・当該自動販売機の必要性（販売品目、台数）
- ・設置の経過や設置者の状況
- ・設置スペース使用料の減免のあり方（見直し）

などの課題について個別ケースごとに公募化の可能性について検討を深める。

(ウ) 公募の実施にあたっては、当面、財源確保が主な目的となることから、「価格（料率）提案型」公募によることとなるが、将来的には緊急時対応などの自動販売機の付加価値についても選定の要素とする、「プロポーザル方式」の導入についても研究する。

(4) 自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について（通知）
(平成25年2月4日)

① 経緯・現状

行政財産に設置する自動販売機については、設置台数や売上状況等の調査を行い、使用料の免除を含めた自動販売機設置のあり方について検討してきた。

現在自動販売機を設置する場合には、函館市財産条例第3条第1項の規定に基づき使用料を徴収しているが、そのうちの6割以上は、函館市財産条例第3条第3項を適用し、使用料を免除している状況にある。

② 変更内容・理由・年月日

本市の厳しい財政状況のなかで、受益者負担の適正化と新たな財源確保のための対応策の一つとして、自動販売機設置に係る使用料の免除については、平成25年4月1日から、原則として、函館市財産条例第3条第3項を適用しないで使用料を免除しないこととする。

(5) 自動販売機設置業者の公募（試行）について（平成26年5月）

① 案内

函館市では、自動販売機設置業者選定の公平性・透明性を図るとともに、設置者参入の機会拡大や財産の有効活用による自主財源確保のため、本格実施に向けた市有施設に設置する自動販売機の設置者を公募（試行）する。

② 使用許可の期間

（函館市自動販売機設置者募集要領 平成26年度設置分）

平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10ヶ月間とする。

また、設置者が提案した応募価格および市が設定した公募条件を変更しないことを前提に、平成29年3月31日まで使用許可の期間を延長することができる。

③ 選定結果

国際水産・海洋総合研究センター

設置場所	設置台数	月額使用料	設置者名
1階ラウンジスペース	2台	定額 73,800円	北海道コ・ラボ トリック(株)
2階研究者ラウンジ スペース	3台	定額 90,911円	(株)函館タ・イイチ ベンディング

④ 応募価格の詳細

	物件1 (1階ラウンジスペース)	物件2 (2階研究者ラウンジスペース)
	最低価格 1,600円	最低価格 2,400円
1	73,800円	90,911円
2	61,944円	90,000円
3	50,000円	57,916円
4	38,200円	
5	36,001円	
6	30,510円	

※ 応募価格は物件ごとに降順に記載している。

(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料

施設ごとの自動販売機に係る使用料収入の状況は、次の表のとおりである。

なお、平成23年度における使用料年額が0円の施設については、函館市財産条例第3条第3項により、免除されているものである。

番号	施設名	平成23年度			平成25年度		
		設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者数	台数	使用料年額(円)
1	摩周丸	1	1	9,600	1	1	9,600
2	臨海研究所	1	1	9,600	1	1	26,460
3	ロシア極東大学	1	2	0	1	2	19,200
4	本庁舎	1	8	0	1	7	67,200
5	競輪場	7	19	105,600	7	18	145,186
6	女性センター	1	1	9,600	1	1	9,600
7	湯川支所	1	2	0	1	2	19,200
8	亀田支所	1	3	0	1	2	19,200
9	総合福祉センター	3	10	19,200	3	11	98,400
10	斎場	1	1	0	1	1	9,600
11	テニスコートセンター花園	1	1	9,600	1	1	9,600
12	テニスコートセンター港	1	1	9,600	1	1	9,600
13	谷地頭老人福祉センター	1	3	0	1	3	28,800
14	湯川老人福祉センター	1	3	0	1	3	28,800
15	美原老人福祉センター	1	4	0	1	4	38,400
16	療育・自立支援センター	1	1	9,600	1	1	269,082
17	総合保健センター	1	4	0	1	4	38,400
18	清掃センター	1	3	0	1	3	28,800
19	七五郎沢廃棄物最終処分場	1	2	0	1	2	9,600
20	グリーンプラザ	1	1	4,800	1	1	4,800
21	産業支援センター	1	1	9,600	1	1	9,600
22	勤労者総合福祉センター	2	5	38,400	2	5	48,000
23	元町観光案内所	1	2	0	1	2	19,200
24	元町観光駐車場	1	1	4,800	1	1	4,800
25	空港ふれあい菜園	1	1	6,575	1	1	9,600
26	水産物地方卸売市場	1	24	0	1	25	220,800
27	青果物地方卸売市場	3	18	0	3	17	163,200
28	維持課事務所	1	1	0	1	1	4,800
29	すずらんの丘公園	1	2	720	1	2	720
30	恵山パークゴルフ場	1	1	4,800	1	2	19,200
31	戸井ウォーターパーク	1	12	96,000	1	12	96,000
32	志海苔ふれあい広場	1	5	0	1	5	1,800
33	白石公園	1	10	0	1	4	1,440
34	市民の森	1	7	0	1	6	2,160
35	昭和公園	1	7	0	1	11	3,960
36	函館公園	1	4	0	1	4	1,440
37	函館山	1	1	0	1	1	360
38	見晴公園	1	3	0	1	3	1,080
39	五稜郭公園	1	2	0	1	2	720
40	旭岡公園	1	2	0	1	2	720
41	元町公園	1	2	0	1	2	720
42	根崎公園	1	2	0	1	2	720
43	石川公園	1	1	0	1	1	360
44	大川公園	1	1	0	1	1	360
45	高松ふれあい広場	1	1	0	1	1	360
46	西桔梗公園	1	1	0	1	1	360
47	本通公園	1	1	0	1	1	360
48	富岡中央公園	1	1	0	1	1	360
49	熱帯植物園	1	10	70,400	1	10	64,000
50	東山墓園	1	1	360	1	1	360
51	梁川交通公園	1	1	360	1	1	360

番号	施設名	平成23年度			平成25年度		
		設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者数	台数	使用料年額(円)
52	本町改良住宅	1	1	4,800	1	1	4,800
53	消防庁舎	2	4	9,600	2	4	248,696
54	市民プール	1	14	9,600	2	14	134,400
55	市民体育館	1	7	57,600	2	9	72,000
56	日吉サッカー場	1	2	9,600	1	2	9,600
57	西桔梗野球場	1	1	4,800	1	2	8,000
58	千代台公園等	1	35	0	1	35	10,080
59	戸井運動広場	1	1	4,800	1	1	30,499
60	市立函館高校	1	4	38,400	1	5	48,000
61	公民館	0	0	0	1	1	9,600
62	亀田福祉センター	2	3	19,200	2	3	28,800
63	青少年研修センター	2	3	19,200	2	3	28,800
64	青年センター	1	5	48,000	1	5	48,000
65	亀田青少年会館	1	1	9,600	1	1	9,600
66	市民会館	1	11	0	1	11	91,200
67	北方民族資料館	1	1	0	1	1	9,600
68	公会堂	1	2	0	1	2	9,600
69	芸術ホール	2	16	0	2	16	134,400
70	湯川公園	1	2	0	0	0	0
71	榎法華総合センター	1	1	9,600	1	1	9,600
72	南茅部公民館	1	1	0	1	1	2,400
73	南茅部スポーツセンター	2	2	9,600	2	2	19,200
74	南茅部プール	1	1	0	1	1	5,600
75	白尻スキー場	1	1	0	1	1	2,400
76	南北海道教育センター	2	2	19,200	1	1	32,862
77	中央図書館	3	3	19,200	3	3	28,800
78	戸井支所	1	1	9,600	1	1	9,600
79	恵山支所	1	1	4,800	1	1	4,800
80	恵山コミュニティセンター	1	2	19,200	1	2	19,200
81	恵山市民センター	1	2	0	1	2	19,200
82	恵山海浜公園	5	9	48,000	5	9	48,000
83	灯台資料館	1	1	6,400	1	1	6,400
84	榎法華高齢者総合センター	1	1	9,600	1	1	9,600
85	南茅部支所	2	3	24,000	2	2	19,200
86	南茅部保養センター	1	7	67,200	1	10	96,000
87	ホテルひろめ荘	1	7	67,200	1	9	80,000
88	市立函館病院	19	33	297,600	19	34	303,480
89	市立函館恵山病院	1	1	9,600	1	1	9,600
90	市立函館南茅部病院	2	4	38,400	2	4	38,400
91	谷地頭温泉	2	17	163,200	0	0	0
92	企業局庁舎	1	6	0	1	6	57,600
93	赤川高区浄水場	1	1	0	1	1	9,600
94	旭岡浄水場	1	1	0	1	1	9,600
95	南部終末処理場	1	2	0	1	2	19,200
96	ダム公園	1	1	4,800	1	1	4,800
97	笹流貯水池	1	1	4,800	1	1	4,800
98	交通部	2	5	4,800	2	5	38,400
	合 計	142	432	1,491,215	141	418	3,411,465

(注1) 千代台公園、千代台公園野球場および陸上競技場。

(注2) 公園廃止により、市民体育館分へ移管された。

(注3) 平成25年4月1日に民営化された。

(7) 平成23年度決算における自動販売機に係る使用料および手数料

施設ごとの自動販売機に係る使用料収入および自動販売機器業者が市の許可を得た設置者に支払った手数料の状況は、次の表のとおりである。

番号	施設名	設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者に支払われた手数料(円)
1	摩周丸	1	1	9,600	49,330
2	臨海研究所	1	1	9,600	13,578
3	ロシア極東大学	1	2	0	90,150
4	本庁舎	1	8	0	625,972
5	競輪場	7	19	105,600	2,695,902
6	女性センター	1	1	9,600	23,373
7	湯川支所	1	2	0	43,745
8	亀田支所	1	3	0	0
9	総合福祉センター	3	10	19,200	782,387
10	斎場	1	1	0	23,979
11	テニールビエスセンター花園	1	1	9,600	0
12	テニールビエスセンター港	1	1	9,600	0
13	谷地頭老人福祉センター	1	3	0	95,271
14	湯川老人福祉センター	1	3	0	122,620
15	美原老人福祉センター	1	4	0	167,596
16	療育・自立支援センター	1	1	9,600	0
17	総合保健センター	1	4	0	913,625
18	清掃センター	1	3	0	72,747
19	七五郎沢廃棄物最終処分場	1	2	0	34,092
20	グリーンプラザ	1	1	4,800	105,203
21	産業支援センター	1	1	9,600	0
22	勤労者総合福祉センター	2	5	38,400	754,742
23	元町観光案内所	1	2	0	27,546
24	元町観光駐車場	1	1	4,800	52,396
25	空港ふれあい菜園	1	1	6,575	12,018
26	水産物地方卸売市場	1	24	0	6,174,051
27	青果物地方卸売市場	3	18	0	992,551
28	維持課事務所	1	1	0	24,928
29	すずらの丘公園	1	2	720	301,782
30	恵山パークゴルフ場	1	1	4,800	0
31	戸井ウォーターパーク	1	12	96,000	472,965
32	志海苔ふれあい広場	1	5	0	159,432
33	白石公園	1	10	0	161,495
34	市民の森	1	7	0	677,302
35	昭和公園	1	7	0	762,046
36	函館公園	1	4	0	454,220
37	函館山	1	1	0	35,580
38	見晴公園	1	3	0	267,224
39	五稜郭公園	1	2	0	267,954
40	旭岡公園	1	2	0	31,626
41	元町公園	1	2	0	182,724
42	根崎公園	1	2	0	58,172
43	石川公園	1	1	0	74,070
44	大川公園	1	1	0	55,716
45	高松ふれあい広場	1	1	0	44,272
46	西桔梗公園	1	1	0	43,008
47	本通公園	1	1	0	24,126
48	富岡中央公園	1	1	0	0
49	熱帯植物園	1	10	70,400	223,675
50	東山墓園	1	1	360	16,666
51	梁川交通公園	1	1	360	102,976

番号	施設名	設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者に支払われた手数料(円)
52	本町改良住宅	1	1	4,800	56,000
53	消防庁舎	2	4	9,600	108,353
54	市民プール	1	14	9,600	714,473
55	市民体育館	1	7	57,600	79,064
56	日吉サッカー場	1	2	9,600	162,390
57	西桔梗野球場	1	1	4,800	72,034
58	千代台公園等	1	35	0	2,180,069
59	戸井運動広場	1	1	4,800	0
60	市立函館高校	1	4	38,400	1,496,724
61	公民館	1	1	9,600	0
62	亀田福祉センター	2	3	19,200	177,380
63	青少年研修センター	2	3	19,200	159,437
64	青年センター	1	5	48,000	118,229
65	亀田青少年会館	1	1	9,600	0
66	市民会館	1	11	0	1,351,419
67	北方民族資料館	1	1	0	9,341
68	公会堂	1	2	0	111,200
69	芸術ホール	2	16	0	1,246,541
70	湯川公園	1	2	0	123,537
71	榎法華総合センター	1	1	9,600	30,468
72	南茅部公民館	1	1	0	22,989
73	南茅部スポーツセンター	2	2	9,600	228,213
74	南茅部プール	1	1	0	23,565
75	臼尻スキー場	1	1	0	17,925
76	南北海道教育センター	2	2	19,200	0
77	中央図書館	3	3	19,200	1,980,237
78	戸井支所	1	1	9,600	0
79	恵山支所	1	1	4,800	64,452
80	恵山コミュニティセンター	1	2	19,200	35,264
81	恵山市民センター	1	2	0	153,231
82	恵山海浜公園	5	9	48,000	524,630
83	灯台資料館	1	1	6,400	123,539
84	榎法華高齢者総合センター	1	1	9,600	112,920
85	南茅部支所	2	3	24,000	90,535
86	南茅部保養センター	1	7	67,200	736,697
87	ホテルひろめ荘	1	7	67,200	508,920
88	市立函館病院	18	33	297,600	5,533,003
89	市立函館恵山病院	1	1	9,600	0
90	市立函館南茅部病院	2	4	38,400	0
91	谷地頭温泉	2	17	163,200	2,267,942
92	企業局庁舎	1	6	0	263,381
93	赤川高区浄水場	1	1	0	12,062
94	旭岡浄水場	1	1	0	29,550
95	南部終末処理場	1	2	0	43,132
96	ダム公園	1	1	4,800	25,134
97	笹流貯水池	1	1	4,800	25,134
98	交通部	2	5	4,800	77,964
	合 計	142	433	1,500,815	39,411,911

(注)

(注) 千代台公園、千代台公園野球場および陸上競技場。

(8) 措置後の取組み

「(2) 平成22年度包括外部監査(社会教育施設に設置されている自動販売機について)の結果に基づく措置(平成23年10月26日)」に対して、次のように改善されてきていることは評価できる。

① 自動販売機の公募化

(ア) 措置の内容

自動販売機の公募については、これまでの経過や公募の方法など解決すべき課題も多くあるが、設置者選定の公平性・透明性をより高めるとともに、新たな自主財源の確保にもつながると考えており、現在、市として公募制の導入について鋭意検討を進めているところである。

(イ) (3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募(試行)について(平成24年2月)

新規施設への自動販売機設置については原則公募とするが、既設の自動販売機については、設置の経過や設置者の状況などの課題について個別ケースごとに公募化の可能性について検討を深める。

つまり、今回の5台及び「(5) 自動販売機設置者の公募(試行)について(平成26年5月)」における5台の新規施設への自動販売機設置については、原則どおり公募されていることが確認できる。

② 使用許可の更新の終期設定

(ア) 措置の内容

目的外使用許可の期間については、財産条例施行規則により1年以内と定められているとともに、その期間を更新することができることとしている。なお、更新にあたっては、その都度申請を受け、内容を審査したうえで許可を与えている。

(イ) (3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募(試行)について(平成24年2月)

毎年度更新とし、設置者として相応しくないと判断した場合を除き、最大3年間とする。

(5) 自動販売機設置者の公募（試行）について（平成26年5月）、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10ヶ月間とし、一定の条件により、平成29年3月31日まで使用許可の期間を延長できる。

したがって、新規施設の公募については3年以内の期間とされたが、大多数を占める既存施設の自動販売機については、再許可を繰り返し同一の者が継続している。

③ 自動販売機に係る減免規定

(ア) 措置の内容

使用料の減免については、設置者からの申請に基づき、公共的団体であるかということと併せて、設置場所の利用目的が公用・公共用・公益的であるかということを個別の申請ごとに審査し、減免の可否を決定しており、現在は団体の収支状況や財政状態を考慮していない。

しかしながら、自動販売機の設置については、設置者に一定の収入があることから、公募制の導入の検討と併せて、減免のあり方についても市として検討していきたいと考えている。

(イ) (4) 自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について (通知)（平成25年2月4日）

受益者負担の適正化と新たな財源確保のため、平成25年4月1日から、原則として、財産条例第3条第3項の減免規定を適用しないで、使用料を免除しないこととした。

「(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料」により、平成23年度において減免されていた施設においても、平成25年度においては減免されていないことを確認できた。

(9) 自動販売機設置者の対応

利害関係者の判断を誤らせないようにする会計基準としては、次に掲げる原則がある。

① 企業会計原則（昭和24年7月9日）

(ア) 一般原則四 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

(イ) 損益計算書原則一B 総額主義の原則

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

(ウ) 貸借対照表原則一B 総額主義の原則

資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

(エ) 解説

対応する費用と収益を損益計算書において相殺して、その差額である利益だけを表示した場合、利害関係者は企業が期中に行った取引の規模を把握することができなくなる。そこで、明瞭性の原則が適用され、費用と収益は総額で表示しなくてはならない。

また、資産と負債を相殺して貸借対照表に表示すると、その相殺した金額だけ貸借対照表が圧縮される。すると、貸借対照表において企業が調達している資金の総額と企業活動に投下し運用している資金の総額とが明示されない。

すなわち、財政規模が明示されず、利害関係者が企業の財政規模を誤って判断してしまう恐れがある。

② 新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）

第二章：地方公共団体財務書類作成に係る基準モデル

第一部：基礎概念 財務書類の質的特性

完全性の原則

完全性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、すべての財源とその用途に関する情報を含んでいなければならないという原則である。具体的には、ストック情報（ある一時点の財産残高）としてすべての経済資源を網羅すべきことはもちろん、フロー情報

（一会計期間の取引高）としても損益取引のみならず、純資産及びその内部構成を変動させる損益外のすべての取引（資本取引等）をも総額表示で網羅すべきことを意味する。完全性の原則は、地方公共団体の予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる上で、公会計において特に重要な質的特性である。

（10） 監査結果

① 指摘

都市公園における自動販売機の使用料

函館市都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置または管理の許可を受けた者は、別表3に掲げる使用料を納付しなければならない（函館市都市公園条例第10条、同別表3）。

<函館市都市公園条例別表3>（現行）

区 分	施 設 名	使 用 料	
		単 位	金 額（円）
公園施設の設置	売店 軽飲食店 休憩所 児童 遊戯施設 展望台 園内移動用施設	1平方メートル 1月	30
	ボート	1隻 1月	115
	ボート格納庫、棧橋	1平方メートル 1月	30
	望遠鏡	1台 1月	880
	ゴルフ場	1箇所 1月	1,421,000
公園施設の管理	飛行塔 メリーゴーランド	1基 1月	1,470
	売店 軽飲食店	1平方メートル 1月	100
備 考			
1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。			
2 使用期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。			

「（4）自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について（通知）（平成25年2月4日）」により、平成25年4月1日から原則として、減免が適用されないことになった。

そのため、「（3）公共施設に設置する自動販売機の設置者公募（試行）について（平成24年2月）」が適用されるもの以外の自動販売機に係る使用料については、1台につき月額屋内800円・屋外400円が徴収されることになる。

しかし、「（6）平成23年度および平成25年度決算における

自動販売機に係る使用料」によると、都市公園内における自動販売機の使用料のみが、1台につき1㎡あたり月額30円で徴収されている（函館市都市公園条例別表3）。土木部に確認したところ、この1㎡30円の設定時期は昭和62年4月1日であるが、1㎡30円の算出根拠は当時の地価を考慮したものと考えられる。

土木部では、都市公園法第2条第2項各号および同施行令第5条各項に規定されている「公園施設」について、函館市都市公園条例により使用料を定めているが、自動販売機については、「自動販売機は売店に含まれる。」という都市公園法逐条解説の解釈により売店と同額の徴収を行ってきたところである。

しかしながら、同じ自動販売機を設置するのに地域の違いや新しい施設と古い施設によって料金が異なるのは不公平であることから、函館市都市公園条例別表3を改正し、次のように自動販売機に関する規定を追加し、統一的な取扱いをするよう検討していただきたい。

<函館市都市公園条例別表3>（改正案）

区 分	施 設 名	使 用 料	
		単 位	金 額（円）
公園施設の設置	売店 軽飲食店 休憩所 児童 遊戯施設 展望台 園内移動用施設	1平方メートル 1月	30
	自動販売機		
	函館市財産条例（昭和39年条例第6号）の例による額		
	ボート	1隻 1月	115
	ボート格納庫、棧橋	1平方メートル 1月	30
	望遠鏡	1台 1月	880
公園施設の管理	ゴルフ場	1箇所 1月	1,421,000
	飛行塔 メリーゴーランド	1基 1月	1,470
	売店 軽飲食店	1平方メートル 1月	100
備 考			
1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。			
2 使用期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。			

② 意見

(ア) 既存施設への自動販売機設置者の公募化

「(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料」によると、使用料は平成23年度の約150万円から平成25年度において減免取扱変更により、約340万円と約2.2倍に増加した。

そして、「(7) 平成23年度決算における自動販売機に係る使用料および手数料」によると、設置者に支払われた手数料は約3,950万円と使用料約150万円の約26倍の金額である。平成25年度使用料では、約340万円(1台につき月額屋内800円、屋外400円)の約11倍の金額になる。

しかし、「(5) 自動販売機設置者の公募(試行)について(平成26年5月)」によると、公募しなければ5台で月額4,000円(1台につき月額屋内800円)の使用料が、公募した結果月額164,711円と約41倍の使用料に決定された。

大阪府でも平成19年度に公募した332台に対して、従来の使用料548万円が公募による使用料3億370万円と約55倍へと増加した実績がある。

まだ原則公募化されていない現状では、函館市財産条例施行規則による使用料に対して設置者に支払われた手数料がまだ約11倍であるが、公募された5台分について約41倍に増加した実績を考慮すると、公募されていない自動販売機についても公募により使用料がまだまだ増加すると予想できる。

したがって、公募方法などの課題については既に実績があるため問題がないので、既存施設への自動販売機設置についても、函館市が公募により販売メーカーと直接契約し、市の歳入確保に努めるよう検討していただきたい。

(イ) 原則公募化時における対応

「自動販売機の設置状況調書(平成23年度)」によると、公共団体等(福祉団体、職員厚生団体など)を現在の設置者に限定する根拠のひとつとして考えられる理由として、「自動販売機の手数料収入が当該団体の主要な活動財源となっ

ている」がある。

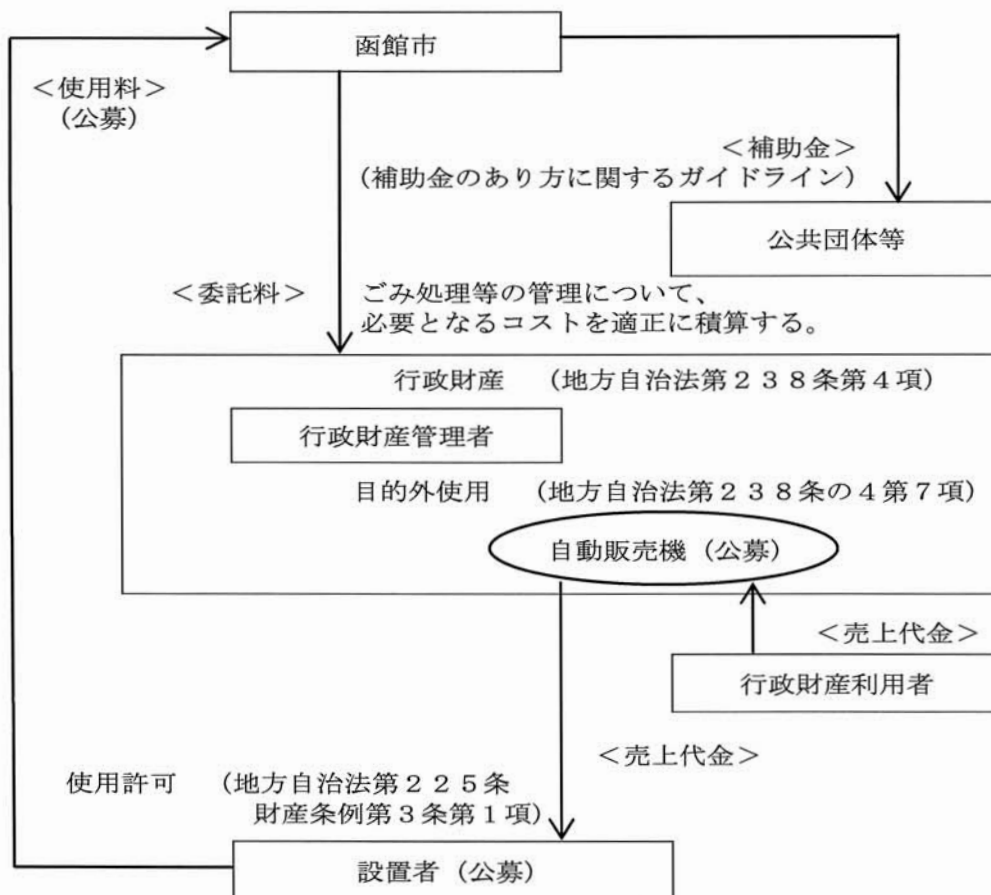
しかし、安価な支払手数料と高額な手数料収入との差額が、設置者に対し間接的に利益を供与し、結果的に「隠れ補助金」となっているとみることもできる。

「(9)②新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月)」においても、民間の企業会計における「総額主義の原則」と同様に、全ての取引を総額表示で網羅すべきとする「完全性の原則」が定められている。

現状では、自動販売機器業者からの自動販売機手数料によって結果的に設置者である公共団体等への支援となっており、支援している事実が明確になっていない例もある。

したがって、函館市が原則公募化する際には、設置者が変更になることに伴う影響も考慮し、公共団体等へ支援する場合は、「補助金のあり方に関するガイドライン(平成25年4月)」に基づき市費から支出するよう検討していただきたい。

<各種団体等が飲料メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして、設置 … 意見>



3 通勤用自動車の駐車での施設利用料について

(1) 有料化の考え方

市有財産の管理上の適正化を図るため、函館市財産条例に則って行政財産の目的外使用の許可をし、職員の駐車使用に伴う市有財産使用（便益）の対価として一定の負担（駐車使用料）を求め、適正な財産管理に努めることとした。

対象施設としては、通勤用自動車の駐車スペースを有するすべての市の施設を対象とした。

なお、公園、港湾施設等別の法令が適用されるものや市有地以外の土地に所在する市の施設については、函館市財産条例による有料化の対象とはならない。

関係法令

函館市財産条例第3条の3

第一項 行政財産である土地を、その用途または目的を妨げない限度において、市の施設に勤務する職員その他市長が定めるもの（以下「職員等」という。）が通勤のための自動車（道路運送車両法規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を駐車するために使用することの許可をする場合は、別表第2に定める額の使用料を徴収する。

第二項 市長は、次の各号のいずれかの場合においては、前項の使用料を減免することができる。

- ① 職員等の勤務日数、勤務時間、勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。
- ② 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承諾されているとき。

函館市財産条例第4条の2

第一項 普通財産である土地を、職員等が通勤のための自動車を駐車するために貸し付ける場合は、別表第2に定める額の貸付料を徴収する。

第二項 市長は、次の各号のいずれかの場合においては、前項の貸付料を減額し、または無償で貸し付けることができる。

- ① 職員等の勤務日数、勤務時間、勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。
- ② 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承認されているとき。

別表第2

区 分	使用料または貸付料の額
(1) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)における市の施設(市街化区域に近接する市の施設であつて市長が別に定めるものを含む。)に係る土地	自動車1台1月につき 3,000円
(2) 前号に規定する市の施設以外の市の施設に係る土地	自動車1台1月につき 1,000円

備考 1月とは、月の初日から末日までをいう。

○ 使用料の算定について

市有地の使用料については、前述のとおり函館市財産条例施行規則の算定基準に基づき算出することとなるが、駐車使用料については、対象となる施設及び許可対象となる職員等が多く、また占有する面積も少ないことから、収納事務の効率化を図るため駐車スペース1台当たりの月額を定額と定めた。

また、函館市財産条例施行規則の算定基準に基づく土地使用料相当額を参考とし、市営住宅月極駐車場料金、企業局通勤用自動車駐車使用料金等を考慮して定めている。

(参考)

	市街化区域	市街化区域外
土地使用料相当額(規定により算出)	2,770円～512円	908円～86円
市営住宅駐車場料金	3,000円	—
企業局(元水道局・交通局関連)	3,000円	1,000円
病院局職員駐車場(独自)	3,600円	1,000円

（２）使用料等の減免等

函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱

第 10 条 条例第 3 条の 3 第 2 項または第 4 条の 2 第 2 項の規定により使用料を減免し、または貸付料を減額し、もしくは無償で貸し付けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （１）市の施設または国、地方公共団体その他の公共団体もしくは公共的団体の施設における 1 週間の勤務または業務の日数が 5 日未満もしくは 1 日の勤務または業務の時間が 4 時間 3 0 分以下の職員等が、行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
- （２）身体に障がいがあることにより通勤用自動車を利用しなければ通勤が困難な職員等が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
- （３）勤務形態が交替制勤務となっている職員等が複数で特定の箇所の行政財産である土地または普通財産である土地を共同で使用しまたは借り受ける場合
- （４）職員の私有車の公用使用に関する要綱（平成 2 年 1 1 月 2 1 日市長決裁）または函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成 1 6 年 1 2 月 1 日教育長決裁）もしくは函館市立学校に勤務する市費負担職員等の私有車の公用使用に関する要綱（平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日教育長決裁）の規定により通勤用自動車の公用のための使用を承認されている職員等であって、通勤用自動車を一定程度公用に使用する必要がある者が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合

（３）減免規定による考察

- ① 「市の施設における職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱」における減免規定の「4 時間 3 0 分以下」の取扱いについて

減免規定を定めるにあたり、教育委員会や議会等から学校給食委託調理員などの短時間労働者については、使用料の減免措置をしてほしい旨の要望があった。

通勤用自動車の駐車場所の有料化の考え方は、市有地を一定期間（時間）占有することは、施設本来の行政目的であると位置づけることは難しく、市有財産の使用の対価として一定の負担を求め、適正な財産管理に努めることとしたものである。

制度設計するにあたり、意見聴取や勤務実態を勘案し、正規職員の勤務時間の半分程度を占有している場合を境に使用料を減免することとし、1日の勤務時間が4時間30分以下の者を無償としたものである。

$$\begin{aligned} \text{※} \quad & (\text{正規職員の1日の市有地占有時間} \quad 8\text{時間}45\text{分}) \quad / \quad 2 \\ & = 4.375\text{時間} \end{aligned}$$

函館市としての雇用において、現嘱託職員や臨時職員の取扱いにおける通勤費についての基準は、

イ) 嘱託職員

- A) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担することを常例とし、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- B) 通勤のため自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- C) A) またはB) に準ずる者として、市長が認める者。

ロ) 臨時職員

- A) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担し、雇用期間が30日以上で週5日以上勤務することを常例とする者（交通機関を利用しないで、徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- B) 通勤のため自動車および自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、雇用期間が30日以上で週5日以上勤務すること

を常例とする者（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

前述の嘱託職員の通勤費弁償報酬の取扱いにおいては、通勤費弁償報酬に該当しない短時間労働については３時間を基準に取り扱っており、３時間以上勤務する場合には通勤費弁償報酬が支給されている。

また、臨時職員においては、勤務日数による基準によって通勤費の支給がなされ、短時間勤務についての取扱いはない。

通勤費の支給基準では、３時間以上という概念で取り扱われているにもかかわらず、通勤における自家用車利用の駐車場の支払基準においては、４時間３０分を減免の基準としており、基準が異なっている。

また、３時間以上の勤務で、通勤費が支給されている者で、４時間３０分未満の場合、貸付料が全額免除になることとなる。

また、委託事業、指定管理事業における業者職員においては、委託事業及び指定管理者事業の事業予算において、人件費等で積算されるべきものであり、制度導入における基本的な考え方である原則的な使用料の有料化において、特例的な減免を検討する必要はないと考える。

更に、基本的に月額単位での規定で、全額減免との要綱での規定であるが、半日単位（４時間３０分以下基準）での規定の検討も必要ではないかと考える。

② 通勤用自動車の公用のための使用を承認されている職員等の減免について

減免額については、次表のとおりである。

区 分	減 免 額
（１）市街化区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）における市の施設（市街化区域に近接する市の施設であって市長が別に定めるものを含む。）に係る土地	自動車１台１月につき １，０００円
（２）前号に規定する市の施設以外の市の施設に係る土地	自動車１台１月につき ３００円

減免額については、特に教職員の自家用車の公務使用の比重が高いことから、公用使用の状況についてサンプル調査を行い、その割合を勘案し使用料の3割を減免している。

このサンプル調査については、旧市内と東部4支所管内において区域や規模別に小中学校各4校、計8校の特徴的な部分を抽出しての調査ではあるが、サンプル校数が少なく、地域的な偏り、校務の使用回数の積算における明確な基準も不明確で統計的な面からは実態を表しているとは疑問が多く残るところである。

一般の市職員で自家用車で通勤している者は、近郊の民間駐車場で賃貸契約を結んでおり、一部公用使用しても賃貸月額駐車料金への補てんはない。

○ 教職員に係る「校務」の考え方について

校務についての定義（範囲）について

函館市立学校管理規則第3条第1号では、「校務」とは、法令、条例、規則、規程等に基づく事務及び職務に関し命ぜられた事務、その他学校の行う事務としており、また、文部科学省資料における「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての仕事である。その具体的範囲は、教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面、学校の施設整備、教材教具に関する面、文書作成処理や人事管理事務、会計事務などの学校の内部事務に関する面、教育委員会などの行政機関、PTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。

また、「函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」において、

第9条（旅費の支給等）

職員の自家用車を公用に使用した場合には、次条の規定により燃料費が支給される場合を除き、通常の旅費を支給するほか、いかなる給付も行わないものとする。

第9条の2（燃料費の支給）

- （1）市長は、函館市教育委員会の主催する会議等であつて、教育長が別に定めるものに職員が出席するため、自家用車を公用に使用した場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給する。
- （2）燃料費は、別記第4号様式に記載した走行距離のうち、前項の規定に基づく距離を月ごとに合計して翌月に支払うものとする。この場合において、合計した距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

「函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の運用方針において、「市町村学校職員給与負担法の適用を受ける職員については、北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規定並びに道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の適用を受ける旅費を支給するものとする。」と定められている。

本来は、自家用車の公用使用は旅費または燃料費が支給されることとなっている。

③ 通勤用自動車の公用使用における減免事務手続きについて

現在の減免手続きについては、年度当初に「使用料減免申請書」に、同じく年度当初の自家用車の公用使用に係る申請をした自家用車登録書の写し等を添付し、減免の承認を受けることとなる。

年度当初の申請に基づき、減免承認は一年間継続して受けることとなる。

当該年度内において、車輛変更または通勤方法の変更による駐車使用を取りやめる手続きはあるが、承認した後の公用使用の状況確認等の手続きについてはない。

また、日々の公用使用願い等の書類については、サンプル校を確認した際に、外勤命令簿や公用使用願いの書類の記入方法において誤りが散見された。

原則的な規定があり、あくまでも特例として減免が規定されていることに鑑み、年度当初に申請をして承認を受ければ、ある程度無

条件に減免規定の適用を受けるのではなく、減免規定の趣旨に沿った実績や利用状況等の確認がされるべきである。

平成24年度 職員等通勤用自動車駐車使用料 収納・減免一覧

内 訳		収 納 内 訳		
		負担金額	台 数	収納金額
一 般 会 計		円	台	円
		3,000	1,916	30,961,363
		1,000	613	4,182,000
		小 計	2,529	35,143,363
特 別 会 計	港 湾	3,000	4	108,000
	競 輪	3,000	31	480,755
	水産物卸売市場	3,000	4	75,941
	青果物地方卸売市場	3,000	5	135,000
		小 計	44	799,696
合 計				
		合 計	2,573	35,943,059

一 部 減 免 内 訳				全 額 減 免 内 訳			
一部減免金額	減免区分	台 数	一部減免額合計	全額減免金額	減免区分	台 数	全額減免額合計
円		台	円	円		台	円
1,000	公 用	1,029	8,979,377	3,000	勤務事情	575	10,563,814
300	公 用	155	406,677		通勤事情	7	134,777
その他	勤務形態	270	3,511,939	1,000	勤務事情	141	1,045,888
計	公 用	1,184	9,386,054	計	勤務事情	716	11,609,702
	勤務形態	270	3,511,939		通勤事情	7	134,777
小 計		1,454	12,897,993	小 計		723	11,744,479
		0	0				
		0	0	3,000	勤務事情	16	126,926
		0	0				
		0	0				
小 計		0	0	小 計	勤務事情	16	126,926
計	公 用	1,184	9,386,054	計	勤務事情	732	11,736,628
	勤務形態	270	3,511,939		通勤事情	7	134,777
合 計		1,454	12,897,993	合 計		739	11,871,405

一般会計測定金額 35,189,563円

一般会計未納金額 46,200円

(4) 監査結果（意見）

(ア) 駐車使用料に対する減免の要綱について

前述のとおり、市有財産の管理上の適正化を図るため、函館市財産条例に則って行政財産の目的外使用の許可をし、職員の駐車使用に伴う市有財産使用（便益）の対価として一定の負担（駐車使用料）を求め、適正な財産管理に努めることとした。

対象施設としては、通勤用自動車の駐車スペースを有するすべての市の施設を対象としている。

通勤用自家用車に対し、市の施設において業務上支障がない場合において便宜上使用を許可し、駐車場所に対する一定の負担を求めることとしたもので、あくまでも市有財産の目的外使用であることが根底にある。

通常、通勤用車輛の駐車場所については、民間との賃貸契約等により自己責任において確保されるべきものであり、公務に際し

て必要がある場合には施設において駐車が許されることとなる。

また、使用時間による差異においては、使用料を月額と定めている以上、民間と同様、月単位で判断されるべきものとする。

使用料については、市有財産の使用料算定基準や市営住宅駐車場使用料等に基づき算定されていることから適正であるとするが、減免規定等については次の項目、

A) 勤務時間が4時間30分以下の場合の職員等の全額減免について

B) 教職員に対する公務使用割合30%相当額に対する減免について

C) 減免手続きについて

の三点では、

前述の考察においても述べているところであるが、勤務時間に対する減免措置に対しては、原則、月極の使用料であり、短時間に対する減免を考えた場合には、通勤手当が支給されない短時間勤務の概念として3時間を基準にすべきではないかと考える。4時間30分との基準は、通常、半日勤務の場合が網羅されることになるが、通勤手当が支給され、使用料を全額減免する合理的な理由はなく、例えば月額の半額にするなどの措置も考えられる。

また、公用使用の約30%減額については、手続き的な面において公用使用願いが年度当初に提出され、その使用願いを基本に1年間の減免措置がとられ、使用状況についての確認も規定されず、公用に実際使用されなくても減免を年間で受けられることとなる。

そもそも原則として通勤用自動車の月極使用料として負担を求めることとしたもので、その自家用車を公用で使用する場合の手続きであり基本的に通勤用自家用車の公用使用における減免の必要性については他の行政施設の状況も踏まえると疑問が残るところである。

(イ) 減免金額の算定調査

約30%とされる減免の基準となったサンプル調査においては、全市内の平均約30%程度とした基準調査として説得力は弱く、また、公用は個々で異なることから平均として減免する方法が、特例的に定める減免の趣旨を踏まえたものかどうか疑問を感じる。

減免規定については、その後の状況を再度確認（実態調査など）のうえ、検討する必要があるとする。

平成24年度 部局別駐車使用料調定額(決算) 次葉

(単位: 件、円)

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 本庁舎	3	81,000	0	0	57	1,512,000
2 函館市地域交流まちづくりセンター	4	108,000	0	0	4	108,000
総務部計	7	189,000	0	0	61	1,620,000
3 函館市斎場	9	81,000	0	0	4	36,000
4 函館市総合保健センター	7	189,000	0	0	12	324,000
5 犬抑留所	2	18,000	0	0	0	0
保健福祉部計	18	288,000	0	0	16	360,000
6 つつじ保育園	14	115,128	0	0	0	0
7 白尻保育園	4	36,000	0	0	0	0
8 尾札部保育園	9	81,000	0	0	5	45,000
9 谷地頭児童館	0	0	0	0	1	27,000
10 大川児童館	0	0	0	0	1	27,000
11 亀田港児童館	0	0	0	0	1	27,000
12 昭和児童館	0	0	0	0	1	27,000
13 神山児童館	0	0	0	0	2	54,000
14 赤川児童館	0	0	0	0	2	54,000
15 上湯川児童館	0	0	0	0	1	27,000
16 湯川児童館	0	0	0	0	1	27,000
子ども未来部計	27	232,128	0	0	15	315,000
17 函館市日乃出清掃工場	1	27,000	0	0	10	193,951
18 函館市リサイクルセンター	13	117,000	0	0	3	27,000
19 七五郎沢廃棄物最終処分場	15	135,000	0	0	13	114,700
20 函館市恵山廃棄物最終処分場	5	45,000	0	0	1	9,000
21 函館市南茅部廃棄物最終処分場	2	18,000	0	0	0	0
環境部計	36	342,000	0	0	27	344,651
22 勤労者総合福祉センター	6	162,000	0	0	17	447,000
23 計量検査所	3	81,000	0	0	2	54,000
経済部計	9	243,000	0	0	19	501,000
24 土木部維持課事務所	38	865,645	0	0	0	0
25 戸井ウォーターパーク	13	86,645	2	4,000	16	107,000
26 恵山シーサイドゴルフ場	1	5,000	0	0	4	20,000
27 緑地広場(青柳町3番23, 3番26)	3	81,000	0	0	5	135,000
28 緑地広場(昭和4丁目9番18)	0	0	0	0	3	81,000
土木部計	55	1,038,290	2	4,000	28	343,000
29 市営住宅港2丁目団地(ダイサービス港)	3	81,000	0	0	10	270,000
都市建設部計	3	81,000	0	0	10	270,000
30 東消防署本署	55	552,600	48	704,400	0	0
31 東消防署の場支署	35	169,200	35	634,800	0	0
32 北消防署本署	47	520,250	41	632,040	0	0
33 北消防署亀田本町支署	34	286,720	34	496,520	0	0
34 北消防署大縄出張所	12	110,400	12	168,600	0	0
35 北消防署桔梗出張所	14	108,000	14	198,000	0	0
36 北消防署弥生出張所	12	108,000	12	216,000	0	0
37 東消防署小安出張所	21	66,000	21	99,000	0	0
38 東消防署恵山出張所	9	32,400	9	48,600	0	0
39 東消防署本通出張所	11	108,000	11	144,000	0	0
40 東消防署南茅部支署	21	72,600	20	110,400	0	0
41 函館市消防本部整備工場	1	27,000	0	0	7	189,000
消防本部計	272	2,161,170	257	3,452,360	7	189,000

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
42 戸井支所	25	221,000	0	0	4	36,000
戸井支所計	25	221,000	0	0	4	36,000
43 恵山支所	29	247,386	0	0	3	27,000
44 恵山コミュニティセンター	4	27,000	0	0	0	0
45 恵山福祉センター	3	18,000	0	0	0	0
46 函館市恵山海浜公園	4	36,000	0	0	0	0
恵山支所計	40	328,386	0	0	3	27,000
47 般法華支所	41	297,065	11	55,579	0	0
48 ホテル恵風	41	307,709	0	0	0	0
49 函館市灯台資料館	2	10,000	0	0	0	0
50 函館市般法華高齢福祉総合センター	17	149,000	0	0	0	0
般法華支所計	101	763,774	11	55,579	0	0
51 南茅部支所	46	392,224	0	0	8	66,612
52 函館市こんぶ加工センター	2	18,000	0	0	12	99,732
53 ホテルひろめ荘	8	72,000	0	0	24	216,000
南茅部支所計	56	482,224	0	0	44	382,344
54 函館市縄文文化交流センター	3	27,000	0	0	0	0
55 函館市戸井総合学習センター	2	6,000	0	0	0	0
56 函館市戸井運動広場	0	0	0	0	1	5,000
57 函館市恵山総合体育館	5	22,000	0	0	0	0
58 函館市南茅部公民館	5	32,000	0	0	0	0
59 函館市南茅部ふるさと文化公園	4	16,000	0	0	2	8,000
60 函館市南茅部運動広場	1	5,000	0	0	0	0
61 函館市北方民族資料館	5	135,000	0	0	0	0
62 函館市文学館	1	27,000	0	0	0	0
63 函館市亀田青少年会館	0	0	0	0	4	108,000
64 函館市青少年研修センター	6	162,000	0	0	4	108,000
65 函館市重要文化財旧函館区公会堂	9	208,838	0	0	10	205,838
66 函館市芸術ホール	19	387,174	0	0	8	180,000
67 函館市市民会館	29	638,128	0	0	17	344,370
68 函館市南茅部スポーツセンター	5	45,000	0	0	5	40,633
69 函館市市民体育館	12	324,000	0	0	19	494,322
70 函館市日吉サッカー場	1	15,000	0	0	2	30,000
71 函館市西桔梗野球場	0	0	0	0	6	30,000
生涯学習部計	107	2,050,140	0	0	78	1,554,163
72 函館市南北海道教育センター	14	200,898	0	0	2	54,000
学校教育部計	14	200,898	0	0	2	54,000
教育委員会（学校以外）計	121	2,251,038	0	0	80	1,608,163
一般会計小計（学校以外）	770	8,621,010	270	3,511,939	314	5,996,158

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
73 弥生小学校	19	343,621	15	135,000	6	102,289
74 青柳小学校	8	152,032	7	62,516	1	27,000
75 あさひ小学校	23	409,129	18	149,064	2	53,129
76 中部小学校	21	410,000	15	124,000	6	102,289
77 北星小学校	23	354,477	11	90,000	5	50,708
78 八幡小学校	28	546,741	21	178,871	7	102,288
79 万年橋小学校	17	319,741	12	108,000	2	54,000
80 港小学校	25	489,000	19	171,000	5	62,389
81 高盛小学校	20	371,160	12	107,000	9	183,289
82 千代ヶ岱小学校	15	288,096	11	99,000	5	132,000
83 中島小学校	21	343,934	14	123,000	4	48,289
84 千代田小学校	20	321,578	11	99,000	15	141,606
85 柏野小学校	30	457,576	21	167,000	4	48,289
86 金堀小学校	23	380,156	18	146,232	5	75,289
87 駒場小学校	33	561,213	19	165,968	10	203,963
88 深堀小学校	24	426,289	18	162,000	2	54,000
89 日吉が丘小学校	28	501,580	24	206,516	13	265,289
90 北日吉小学校	21	405,000	18	162,000	5	69,189
91 湯川小学校	34	468,792	22	191,887	17	125,315
92 高丘小学校	22	377,726	16	149,886	6	102,289
93 上湯川小学校	16	319,900	11	99,000	5	75,289
94 旭岡小学校	31	449,898	16	144,000	4	43,438
95 亀尾小学校	10	73,800	6	16,200	1	9,000
96 鱒川小学校	15	97,200	14	37,800	4	36,000
97 石崎小学校	18	86,779	8	20,700	12	31,910
98 桔梗小学校	59	757,037	28	241,638	4	48,289
99 中の沢小学校	23	388,257	18	162,000	9	166,450
100 北昭和小学校	25	425,315	19	161,418	5	75,289
101 昭和小学校	35	583,982	26	229,767	23	194,762
102 亀田小学校	56	810,183	25	225,000	11	177,578
103 赤川小学校	14	315,000	7	63,000	1	27,000
104 中央小学校	26	462,966	20	180,000	7	129,289
105 北美原小学校	44	688,156	29	261,000	9	123,578
106 殿神小学校	44	594,282	23	207,000	9	121,836
107 神山小学校	35	526,156	20	180,000	3	80,129
108 東山小学校	35	574,738	25	223,936	21	220,415
109 本通小学校	21	377,677	19	161,839	1	27,000
110 南本通小学校	20	341,160	14	119,000	6	101,418
111 戸井西小学校	8	53,100	7	18,900	1	8,709
112 日新小学校	7	46,800	6	16,200	0	0
113 えさん小学校	10	62,100	8	18,900	0	0
114 鍛法華小学校	6	40,500	5	13,500	0	0
115 磨光小学校	14	88,225	12	30,097	0	0
116 白尻小学校	10	65,700	9	24,300	2	17,000
117 大船小学校	8	48,693	5	13,500	0	0
小学校計	1,045	16,205,445	702	5,666,635	267	3,717,278

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
118 西中学校	9	180,000	7	63,000	2	54,000
119 潮見中学校	38	494,816	18	153,000	5	69,773
120 宇賀の浦中学校	17	336,800	12	108,000	1	26,129
121 凌雲中学校	23	389,260	15	133,000	5	61,089
122 五稜中学校	17	333,000	14	126,000	6	102,289
123 大川中学校	24	346,867	12	107,000	9	94,869
124 港中学校	22	438,967	12	96,484	3	81,000
125 光成中学校	25	334,073	11	99,000	9	88,441
126 的場中学校	17	273,579	12	108,000	2	53,129
127 深堀中学校	25	478,838	18	159,000	5	125,735
128 湯川中学校	32	540,772	23	207,000	5	52,681
129 戸倉中学校	31	429,575	16	144,000	0	0
130 旭岡中学校	11	207,000	10	90,000	2	54,000
131 亀尾中学校	9	58,270	8	21,117	0	0
132 鱒川中学校	1	9,000	0	0	0	0
133 銭亀沢中学校	13	90,000	10	27,000	3	27,000
134 赤川中学校	31	571,160	23	207,000	5	75,289
135 桔梗中学校	38	586,802	26	220,968	15	139,252
136 亀田中学校	48	742,578	37	296,000	15	165,285
137 桐花中学校	25	444,000	23	195,000	8	119,998
138 本通中学校	43	740,934	37	323,387	6	102,289
139 北中学校	45	581,234	23	184,000	8	131,725
140 潮光中学校	14	89,841	11	26,933	3	6,399
141 日新中学校	7	46,800	6	16,200	2	18,000
142 恵山中学校	9	54,993	6	16,200	0	0
143 鍛法華中学校	41	143,573	11	29,700	2	4,193
144 尾札部中学校	11	68,469	9	21,630	0	0
145 白尻中学校	12	81,000	10	27,000	0	0
中学校計	638	9,092,201	420	3,205,619	121	1,652,565
146 函館高等学校	71	1,236,707	58	503,000	21	378,478
高校計	71	1,236,707	58	503,000	21	378,478
147 戸井幼稚園	5	34,200	4	10,800	0	0
幼稚園計	5	34,200	4	10,800	0	0
学校合計	1,759	26,568,553	1,184	9,386,054	409	5,748,321
一般会計合計	2,529	35,189,553	1,454	12,897,993	723	11,744,479
施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
148 港町ふ頭4号施設用地	4	108,000	0	0	0	0
港湾事業特別会計	4	108,000	0	0	0	0
149 市営函館競輪場	31	480,755	0	0	16	126,926
自転車競走事業特別会計	31	480,755	0	0	16	126,926
150 水産物地方卸売市場	4	75,941	0	0	0	0
151 青果物地方卸売市場	5	135,000	0	0	0	0
地方卸売市場事業特別会計	9	210,941	0	0	0	0
特別会計合計	44	799,696	0	0	16	126,926
総合計（一般会計＋特別会計）	2,573	35,989,259	1,454	12,897,993	739	11,871,405

部局別駐車使用台数実績表（平成24年度決算）

資料1-1（単位：件）

施設名	駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一部減免の利用状況
	市職員				道職員		指定管理受託業者	その他	計	
	職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
1 本庁舎								3	3	
2 函館市地域交流まちづくりセンター							4		4	
総務部計	0	0	0	0	0	0	4	3	7	0
3 函館市斎場							9		9	
4 函館市総合保健センター								7	7	
5 犬抑留所								2	2	
保健福祉部計	0	0	0	0	0	0	9	9	18	0
6 つつじ保育園	6		3	5					14	
7 白尻保育園	2		1	1					4	
8 尾札部保育園	6		3						9	
9 谷地頭児童館									0	
10 大川児童館									0	
11 亀田港児童館									0	
12 昭和児童館									0	
13 神山児童館									0	
14 赤川児童館									0	
15 上湯川児童館									0	
16 湯川児童館									0	
子ども未来部計	14	0	7	6	0	0	0	0	27	0
17 函館市日乃出清掃工場								1	1	
18 函館市リサイクルセンター	7			2				4	13	
19 七五郎沢廃棄物最終処分場	9			4				2	15	
20 函館市恵山廃棄物最終処分場	2		3						5	
21 函館市南茅部廃棄物最終処分場								2	2	
環境部計	18	0	3	6	0	0	0	9	36	0
22 勤労者総合福祉センター							4	2	6	
23 計量検査所	3								3	
経済部計	3	0	0	0	0	0	4	2	9	0
24 土木部維持課事務所	23		1	14					38	
25 戸井ウォーターパーク							5	8	13	2
26 恵山シーサイドゴルフ場							1		1	
27 緑地広場（青柳町3番23、3番26）								3	3	
28 緑地広場（昭和4丁目9番18）									0	
土木部計	23	0	1	14	0	0	6	11	55	2
29 市営住宅隣2丁目団地（デイサービス棟）							3		3	
都市建設部計	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
30 東消防署本署	55								55	48
31 東消防署の場支署	35								35	35
32 北消防署本署	47								47	41
33 北消防署亀田本町支署	34								34	34
34 北消防署大縄出張所	12								12	12
35 北消防署桔梗出張所	14								14	14
36 北消防署弥生出張所	12								12	12
37 東消防署小安出張所	21								21	21
38 東消防署恵山出張所	9								9	9
39 東消防署本通出張所	11								11	11
40 東消防署南茅部支署	21								21	20
41 函館市消防本部整備工場	1								1	
消防本部計	272	0	0	0	0	0	0	0	272	257

資料1-2 (単位: 件)

駐車している職員等の利用状況 (週5日未満もしくは1日4時間30分以下)									
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	合計
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
							57	57	60
						4		4	8
0	0	0	0	0	0	4	57	61	68
						1	3	4	13
							12	12	19
								0	2
0	0	0	0	0	0	1	15	16	34
								0	14
								0	4
		1	4					5	14
						1		1	1
						1		1	1
						1		1	1
						1		1	1
						2		2	2
						2		2	2
						1		1	1
		1						1	1
0	0	2	4	0	0	9	0	15	42
							10	10	11
							3	3	16
		4					9	13	28
							1	1	6
								0	2
0	0	4	0	0	0	0	23	27	63
						15	2	17	23
		1					1	2	5
0	0	1	0	0	0	15	3	19	28
								0	38
						12	4	16	29
						4		4	5
							5	5	8
							3	3	3
0	0	0	0	0	0	16	12	28	83
						10		10	13
0	0	0	0	0	0	10	0	10	13
								0	55
								0	35
								0	47
								0	34
								0	12
								0	14
								0	12
								0	21
								0	9
								0	11
								0	21
		7						7	8
0	0	7	0	0	0	0	0	7	279

資料 1-3

施設名		駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一部減免の利用状況
		市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
		職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
42	戸井支所	23			1				1	25	
戸井支所計		23	0	0	1	0	0	0	1	25	0
43	恵山支所	24		1					4	29	
44	恵山コミュニティセンター							4		4	
45	恵山福祉センター			2	1					3	
46	函館市恵山海浜公園								4	4	
恵山支所計		24	0	3	1	0	0	4	8	40	0
47	楯法華支所	40						1		41	11
48	ホテル恵風							41		41	
49	函館市灯台資料館							2		2	
50	函館市楯法華高齢福祉総合センター								17	17	
楯法華支所計		40	0	0	0	0	0	44	17	101	11
51	南茅部支所	28							18	46	
52	函館市こんぶ加工センター								2	2	
53	ホテルひろめ荘							8		8	
南茅部支所計		28	0	0	0	0	0	8	20	56	0
54	函館市縄文文化交流センター	3								3	
55	函館市戸井総合学習センター				2					2	
56	函館市戸井運動広場									0	
57	函館市恵山総合体育館				4				1	5	
58	函館市南茅部公民館	4			1					5	
59	函館市南茅部ふるさと文化公園								4	4	
60	函館市南茅部運動広場								1	1	
61	函館市北方民族資料館							5		5	
62	函館市文学館							1		1	
63	函館市亀田青少年会館									0	
64	函館市青少年研修センター							5	1	6	
65	函館市重要文化財旧函館区公会堂							6	3	9	
66	函館市芸術ホール					12			7	19	
67	函館市市民会館							13	16	29	
68	函館市南茅部スポーツセンター	3		1					1	5	
69	函館市市民体育館							12		12	
70	函館市日吉サッカー場							1		1	
71	函館市西桔梗野球場									0	
生涯学習部計		10	0	1	7	12	0	43	34	107	0
72	函館市南北海道教育センター	5							9	14	
学校教育部計		5	0	0	0	0	0	0	9	14	0
教育委員会（学校以外）計		15	0	1	7	12	0	43	43	121	0
一般会計小計（学校以外）		460	0	15	35	12	0	125	123	770	0

資料 1 - 4

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 3 0 分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
							4	4	29
0	0	0	0	0	0	0	4	4	29
							3	3	32
								0	4
								0	3
								0	4
0	0	0	0	0	0	0	3	3	43
								0	41
								0	41
								0	2
								0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	101
							8	8	54
							12	12	14
						24		24	32
0	0	0	0	0	0	24	20	44	100
								0	3
								0	2
		1						1	1
								0	5
								0	5
							2	2	6
								0	1
								0	5
								0	1
						3	1	4	4
						1	3	4	10
							10	10	19
				1			7	8	27
						3	14	17	46
		3	1				1	5	10
							19	19	31
						2		2	3
						6		6	6
0	0	4	1	1	0	15	57	78	185
							2	2	16
0	0	0	0	0	0	0	2	2	16
0	0	4	1	1	0	15	59	80	201
0	0	18	5	1	0	94	196	314	1,084

資料 1 - 5

施設名	駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一 部減免の 利用状況
	市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
	職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
73 弥生小学校	2				1	15		1	19	15
74 青柳小学校	1					7			8	7
75 あさひ小学校	5				1	16		1	23	18
76 中部小学校	2				1	15		3	21	15
77 北星小学校	2	1	1			10		9	23	11
78 八幡小学校	5				2	21			28	21
79 万年橋小学校	4				1	12			17	12
80 港小学校	4				1	19		1	25	19
81 高盛小学校	4		3		1	12			20	12
82 千代ヶ岱小学校	3				1	11			15	11
83 中島小学校	4		2		1	14			21	14
84 千代田小学校	2				1	11		6	20	11
85 柏野小学校	3		3	3		21			30	21
86 金堀小学校	2				2	19			23	18
87 駒場小学校	4			4	1	19		5	33	19
88 深堀小学校	1		3	1		19			24	18
89 日吉が丘小学校	2		2		1	23			28	24
90 北日吉小学校	2				1	18			21	18
91 湯川小学校			3	2	1	22		6	34	22
92 高丘小学校	2		2	1	1	16			22	16
93 上湯川小学校	1			1	1	11		2	16	11
94 旭岡小学校	1		3	1	1	16		9	31	16
95 亀尾小学校	3				1	6			10	6
96 鱒川小学校					1	14			15	14
97 石崎小学校	1				1	8		8	18	8
98 桔梗小学校	1			2	2	28		26	59	28
99 中の沢小学校	1		3		1	18			23	18
100 北昭和小学校	2		3		1	19			25	19
101 昭和小学校	2		1	3	1	25		3	35	26
102 亀田小学校	3		3		1	24		25	56	25
103 赤川小学校	2				1	11			14	7
104 中央小学校	2		3		1	20			26	20
105 北美原小学校	2				1	29		12	44	29
106 鍛神小学校	2					23		19	44	23
107 神山小学校	2				1	20		12	35	20
108 東山小学校	2		3		1	25		4	35	25
109 本通小学校	1				1	19			21	19
110 南本通小学校	2		3		1	14			20	14
111 戸井西小学校					1	7			8	7
112 日新小学校						7			7	6
113 えさん小学校					1	9			10	8
114 楳法華小学校					1	5			6	5
115 磨光小学校					2	12			14	12
116 臼尻小学校					1	9			10	9
117 大船小学校			2		1	5			8	5
小学校計	84	1	43	18	43	704	0	152	1,045	702

資料 1 - 6

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 3 0 分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
			1				5	6	25
							1	1	9
							2	2	25
							6	6	27
							5	5	28
1							6	7	35
							2	2	19
					3		2	5	30
							9	9	29
							5	5	20
							4	4	25
							15	15	35
							4	4	34
1							4	5	28
							10	10	43
			1				1	2	26
			1		3		9	13	41
		1					4	5	26
							17	17	51
							6	6	28
							5	5	21
							4	4	35
							1	1	11
		1			2		1	4	19
							12	12	30
							4	4	63
1		1			1		6	9	32
			1				4	5	30
					1		22	23	58
							11	11	67
							1	1	15
			1		1		5	7	33
1							8	9	53
							9	9	53
							3	3	38
							21	21	56
			1					1	22
			1		1		4	6	26
							1	1	9
								0	7
								0	10
								0	6
								0	14
							2	2	12
								0	8
4	0	3	7	0	12	0	241	267	1,312

資料 1-7

施設名		駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）								左の内一部減免の利用状況		
		市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他			計
		職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員					
118	西中学校	1					8			9	7	
119	潮見中学校	2		3		1	18		14	38	18	
120	宇賀の浦中学校	3		1		1	12			17	12	
121	凌雲中学校	1	1	3	1	1	16			23	15	
122	五稜中学校	2				1	14			17	14	
123	大川中学校	2				1	12		9	24	12	
124	港中学校	3		1		1	17			22	12	
125	光成中学校	1			1	1	11		11	25	11	
126	的場中学校	1		4			12			17	12	
127	深堀中学校	4		1	2	1	17			25	18	
128	湯川中学校	1		4	3	1	23			32	23	
129	戸倉中学校	2					16		13	31	16	
130	旭岡中学校					1	10			11	10	
131	亀尾中学校						9			9	8	
132	鱒川中学校	1								1		
133	銭亀沢中学校	1			1	1	10			13	10	
134	赤川中学校	2		3		1	25			31	23	
135	桔梗中学校	1			1	1	26		9	38	26	
136	亀田中学校	1	1		2	1	37		6	48	37	
137	桐花中学校	1				1	23			25	23	
138	本通中学校	1		3	1	1	37			43	37	
139	北中学校	1		3	1	1	23		16	45	23	
140	潮光中学校	1				1	12			14	11	
141	日新中学校					1	6			7	6	
142	恵山中学校			2		1	6			9	6	
143	楳法華中学校					1	11		29	41	11	
144	尾札部中学校					1	10			11	9	
145	白尻中学校			1		1	10			12	10	
中学校計		33	2	29	13	23	431	0	107	638	420	
146	函館高等学校	6	58	1	2				4	71	58	
高校計		6	58	1	2	0	0	0	4	71	58	
147	戸井幼稚園		4	1						5	4	
幼稚園計		0	4	1	0	0	0	0	0	5	4	
学校合計		123	65	74	33	66	1,135	0	263	1,759	1,184	
一般会計合計		583	65	89	68	78	1,135	125	386	2,529	1,454	

施設名		駐車している職員等の利用状況（週５日以上および１日４時間３０分超）									左の内一部減免の利用状況
		市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
		職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
148	港町ふ頭４号施設用地							4		4	
港湾事業特別会計								4		4	
149	市営函館競輪場	9							22	31	
自転車競走事業特別会計		9	0	0	0	0	0	0	22	31	0
150	水産物地方卸売市場	1		1	2					4	
151	青果物地方卸売市場			2				3		5	
地方卸売市場事業特別会計		1	0	3	2	0	0	3	0	9	0
特別会計合計		10	0	3	2	0	0	7	22	44	0
総合計（一般会計＋特別会計）		593	65	92	70	78	1,135	132	408	2,573	1,454

資料 1 - 8

駐車している職員等の利用状況（週5日未満もしくは1日4時間30分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
			1				1	2	11
							5	5	43
							1	1	18
							5	5	28
			1				5	6	23
							9	9	33
			1				2	3	25
							9	9	34
							2	2	19
							5	5	30
							5	5	37
								0	31
							2	2	13
								0	9
								0	1
		1					2	3	16
							5	5	36
							15	15	53
							15	15	63
			1				7	8	33
			2				4	6	49
							8	8	53
			3					3	17
					2			2	9
								0	9
							2	2	43
								0	11
								0	12
0	0	1	9	0	2	0	109	121	759
	8						13	21	92
0	8	0	0	0	0	0	13	21	92
								0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
4	8	4	16	0	14	0	363	409	2,168
4	8	22	21	1	14	94	559	723	3,252

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 3 0 分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
								0	4
								0	4
							16	16	47
0	0	0	0	0	0	0	16	16	47
								0	4
								0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	0	0	0	0	0	16	16	60
4	8	22	21	1	14	94	575	739	3,312